

1 基本的な事項

(1) 南島原市の概況

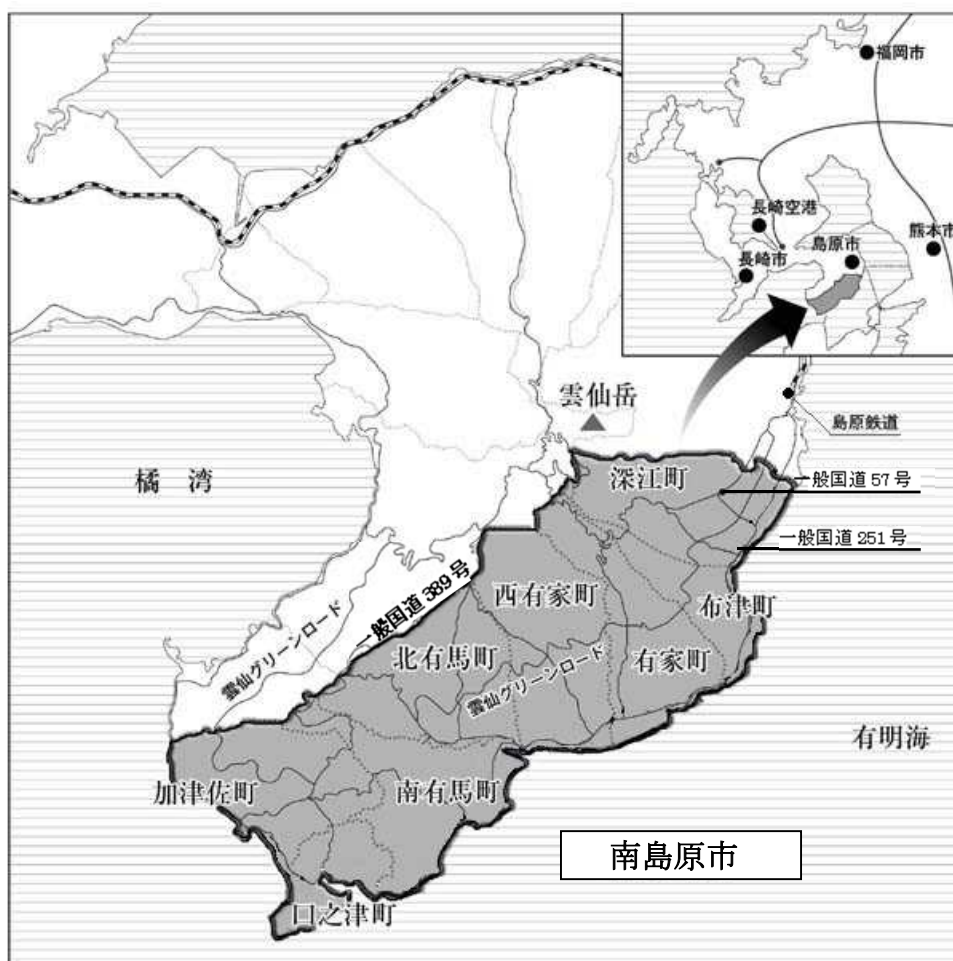
(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

南島原市は長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、1,000メートルを越える山々が連座する雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地が大部分を占め、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持つ地域であり、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海をはさんで、熊本県天草地域と隣り合せている。

市全体の面積（令和3年1月1日現在）は170.13k㎡となり、県全体（4,130.98k㎡）の約4.1%、島原半島全体（約467k㎡）の4割程度を占めている。また、気候については、温暖気候で適度な降雨量もあり、かつ、日照時間にも恵まれている。冬季は北風を雲仙岳連山でさえぎるため風雪も少ない。

本市の位置する地域は、雲仙天草国立公園に含まれ、雄大な山々と美しい海を併せ持った、南向きで陽光きらめく地域であることが大きな魅力となっている。



② 歴史的条件

本市が位置する島原半島の歴史は古く、8世紀頃に書かれた「肥前風土記」には、既に島原半島が「高来郡（たかくのこおり）」と記されている。

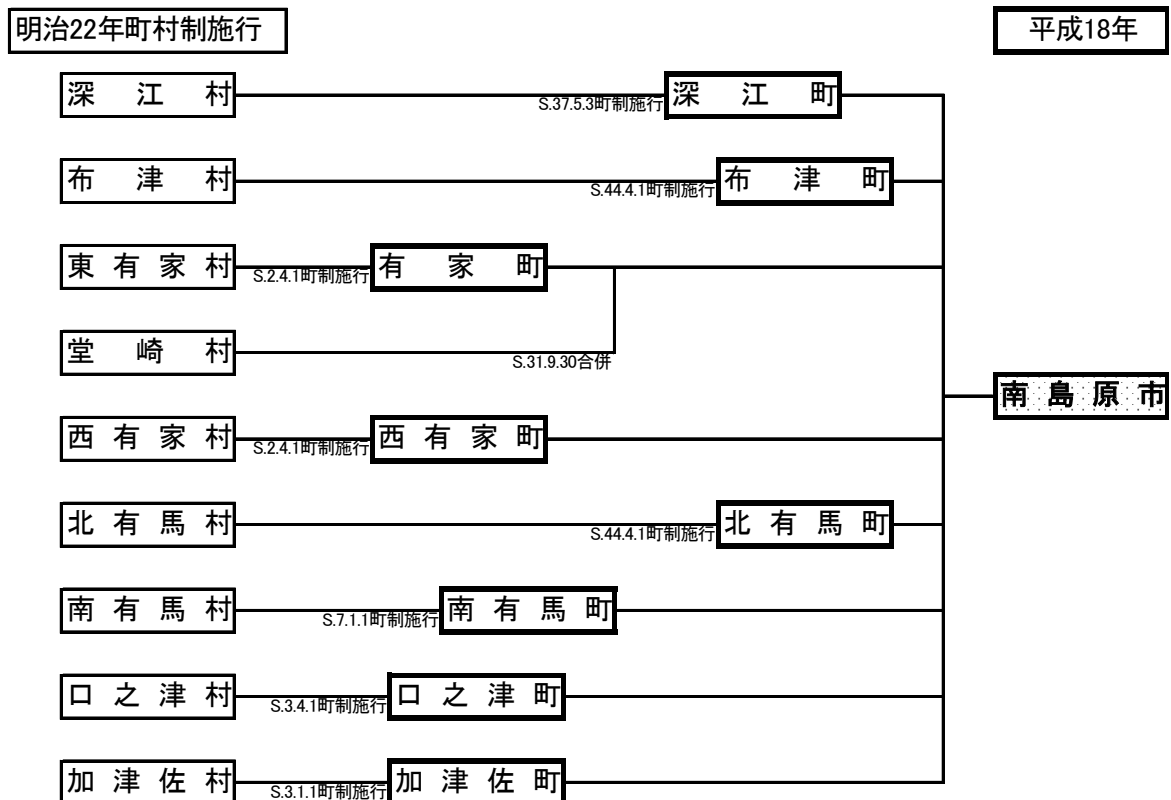
13世紀頃から、有馬氏により統治され、16世紀半ばには、有馬晴信がキリスト教との関わりを強くもったことから、南蛮貿易やキリスト教とゆかりの深い歴史を有している。

幕藩時代は島原藩となっていたが、明治維新の廃藩置県に伴い1871年（明治4年）に島原県となり、同年の府県廃合により長崎県に合併され長崎県高来郡となった。その後、1878年（明治11年）の郡区村編成法により高来郡は南北に分かれ、本市が位置する島原半島は南高来郡となった。

明治22年の町村制施行時には、深江村、布津村、東有家村、堂崎村、西有家村、北有馬村、南有馬村、口之津村、加津佐村の9村で構成されていた。

昭和に入り各村とも町制へと移行するなかで、東有家村は有家町となり昭和31年に堂崎村を編入した。昭和44年には深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町の8町の構成となり、更に、平成18年3月31日に8町が対等合併をして南島原市が誕生し今日に至っている。

『市町村の沿革』



③ 社会的条件

交通体系は、主要道路としては、諫早方面から一般国道57号が島原半島西岸を経て雲仙を越え南島原市を経て島原市に至り、半島東岸には一般国道251号が走っている。また、一般国道389号が半島北部の雲仙市から、半島中央部を經由し本市まで至っている。

公共交通機関は、平成20年3月に島原鉄道が廃止となったため、路線バスのみとなっている。このほか、海上交通として、ロノ津港から熊本県天草市の鬼池港へ航路が結ばれている。

本市中央部までの所要時間は、長崎市からは高速道路、国道利用等で2時間程度、福岡市からは九州自動車道や長崎道、国道などを利用すると3時間半程度、熊本市からは高速フェリー、国道利用等で1時間45分程度を要する。

④ 経済的条件

本市の農業は平坦地が少ないため、米作より畑作が盛んとなっており、ばれいしょやトマト、果物類などの生産が多くなっている。

林業については、本市の土地面積の約1/3を山林が占めており、木材生産、水土保持等多面的機能を発揮させる森林づくりを進めている。

水産業については、農業と並び地域の主要産業となっている。近年は有明海の魚介類の減少などで厳しい状況になりつつあるが、各地域では様々な漁業が行われており、イカ類、タコ類、タイ類など多くの種類の魚介類が水揚げされている。また、海藻類の養殖もおこなわれている。

商業の状況は、平成28年現在において事業所数が579店、そのうち小売業が479店である。平成11年からは事業所数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にある。

製造業の状況は、平成30年現在において事業所は161事業所、従業者は1,586人、出荷額等は約116億円となっている。業種別には、そうめんに代表される食料品製造業が多くなっている。

(イ) 過疎の状況

本市の人口は、平成27年国勢調査で46,535人、世帯数は16,664世帯で、1世帯当たり人員は2.79人となっている。人口推移をみると、昭和35年には79,549人であったものが、減少を続け平成27年には46,535人となり、33,014人の減少となっている。

本市はこれまで、過疎対策事業、半島振興事業、辺地総合整備事業、特定農山村総合整備事業により、農林水産業の基盤整備や地場産業の振興、観光レクリエーション施設等の整備、市(町)道・農道の整備、上下水道、廃棄物処理施設、消防・防災施設、各種公園等の生活環境施設の整備、福祉・保健施設、学校教育施設、文化施設、体育施設等の整備など広範囲にわたる振興策を実施し、住民生活に必要な社会基盤の整備を図ってきた。県道、水道等のハード面の整備は一定の成果を得ており、本市を取り巻く環境は一定程度改善されているが、

市道、下水道、情報通信環境等については依然として非過疎地域との格差が解消されておらず、人口の流出にも歯止めがかかっていないのが実情である。

過疎地域からの脱却を図るためには、今後も引き続き社会基盤の整備に取り組むとともに、人口減少社会に対応するための施策、地理的、歴史的条件を活かした観光拠点の活性化に対する施策等を推進し、地域の持続的発展に取り組む必要がある。

(ウ) 社会経済的発展の方向の概要

(移住・定住・地域間交流の促進・人材育成)

地域の持続的発展を図りながら過疎の脱却を目指すため、移住に関する情報発信や様々な支援を通じてU I Jターンを促進するとともに、関係人口の創出・拡大を通じて地域の活力を創出しなければならない。また、姉妹都市交流や国際交流などの地域間交流をはじめ、地域おこし協力隊や集落支援員制度により、地域を支える中核的人材等の育成に努め、地域コミュニティの再生・強化に取り組まなければならない。

(農業・林業・水産業)

農業は、農家数の減少や零細、高齢化、後継者不足など、厳しい状況にある。ロボット技術や情報通信技術を活用したスマート農業の実現を図るとともに、生産性向上に必要な区画整理や農道などの営農環境を整備し、生産者の経営安定化や後継者の育成を支援しなければならない。

林業は、森林の有する水源かん養機能や土壌保全など多様な機能が持続的に発揮されるよう森林の整備、林業生産の振興と担い手育成を図らなければならない。

水産業は、種苗放流や漁獲制限などの取組を強化し、栽培漁業や資源管理型漁業の推進による資源回復を目指すとともに、ブランド化による経営の安定化と後継者対策に取り組まなければならない。

(商工業)

地域資源を活かした加工品開発や地産地消の推進は重要な課題であるため、そうめん産業や農業、水産業など異なる産業分野の連携強化により、新たな価値を生み出す加工品開発や推奨品の認定などを支援するとともに全国にPRしなければならない。また、電子地域通貨の普及促進を行い、資金の域外流出の抑制と地元消費拡大を図っていくほか、商店街の魅力アップと機能の充実及び空き店舗の活用等による集客力の強化、さらに地域コミュニティの場として再生するため、商工会や地域住民との協力体制を強化しなければならない。

(観 光)

豊かな自然や世界遺産をはじめとした市内史跡等の文化財を活かした整備を進めるとともに、施設や設備の充実によって拠点性を高め、それらを含めた市内の観光ルートづくりを行う必要がある。また、より多くの観光客を誘致し観光産業の活性化を図るために、関係団

体等と連携を取りながら、地域の産業や伝統文化等を学び体験する体験型観光プログラムを充実させ、満足度の高い旅を提供するとともに、商工業や農林水産業など産業間連携による観光振興を推進しなければならない。

また、長年地域の足として重要な位置を占めていた島原鉄道南線の跡地に整備を進めている自転車歩行者専用道路を活用し、市内をゆっくり楽しみながら巡る「南島原スロー・サイクル」の実現に向け、近隣市町との連携を強化し、より広域的な観光振興に取り組まなければならない。

（地域情報化）

都心部との情報通信環境における情報格差を是正するとともに、遠隔診療や電子地域通貨等キャッシュレス決済・シェアリングエコノミーなどの情報通信技術を活用したデジタルツールを利用し、過疎地域における条件不利性の克服及び Society5.0 の実現に努めなければならない。

（道路・交通）

主要幹線道路として一般国道251号が走っているが、そこから内陸部へ至る道路や国道とは別に市内集落間を結ぶ道路網の整備はもとより、市の主要産業である農業の振興に必要な農産物輸送ルートの円滑化に資する総合的な道路ネットワーク構築のために、高規格道路の整備、国道・県道の改良や幹線市道、農道の改良を進めなければならない。また、身近な生活道路の整備や歩道の整備、住宅地域内の自転車歩行者専用道路の整備など、市民の安全性と快適性の向上に努めなければならない。

公共交通については、地域の実情や需要をみながら、バスやフェリーなど市内や各地域を結ぶ公共交通機関を支援しつつ、地域住民の移動手段について持続可能な方法を検討しなければならない。また、市民や観光客などが、自動車だけでなくバスやフェリーなどを利用して往来しやすい環境づくりに努めなければならない。

（防 災）

防災対策については、過去の雲仙普賢岳の噴火災害の経験を教訓とし、河川改修や砂防など防災施設整備を図るとともに、防災に関する意識啓発を図り、自主防災組織の強化や防災訓練の実施など、地域が主体となった防災体制を構築しなければならない。また、災害時に市民が迅速かつ安全に避難できるよう情報通信体制を整備し、市民の生命と財産を守る消防・救助体制の強化を図らなければならない。

（環 境）

廃棄物処理施設や生活排水処理の充実を図りながら、資源の再利用や廃棄物の再資源化を推進し、自然環境の保全や汚染の防止に努め、廃棄物の減量化とリサイクルの推進、不法投棄の撲滅に努めなければならない。

市民の生活環境の向上を図るため、上水道の拡充、地下水等の安定的活用や、公共下水道、農業・漁業集落排水処理事業、浄化槽整備等汚水処理事業の推進をはじめ、消防力の強化や、

公営住宅の計画的な整備と管理運営に努めなければならない。

また、カーボンニュートラル社会実現に向け、環境保全に対する意識の醸成を図りながら、環境にやさしいまちづくりに努めなければならない。

(子育て・保健・医療・福祉)

児童福祉については、家庭や地域で子どもを安心して産み育てられる地域を構築するため、子育て世帯の経済的負担軽減のための施策などに取り組まなければならない。

保健対策については、少子・高齢化が進み、超高齢社会に対応した取組と、次代を担う子どもたちの明るい未来を開く施策の充実が重要であり、市民一人ひとりが健康で明るく活気に満ちた生活が続けられるよう、個人・家庭・地域・行政・関係機関が一体となった健康づくりを推進しなければならない。

医療については、地域医師会や島原地域広域市町村圏組合等の関係機関と協力し、救急医療体制の充実を図らなければならない。

福祉施策については、健康な身体と生活機能を維持・向上していくための介護予防の推進と、質の高い効果的な福祉サービスを提供し、高齢者が住みなれた地域の中でいつまでも生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めなければならない。

(教 育)

子どもたちを元気に育てる環境づくりを進めながら、人間尊重の精神で豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進するために充実した学校環境の形成を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力である「人間力」を育む取組を強化しなければならない。

また、市民誰もが楽しく主体性をもって学ぶことができるよう、生涯学習の機会を充実するとともに、市民の体力増進や生涯スポーツの推進に取り組まなければならない。このために必要な施設について計画的な統廃合や改修を行わなければならない。

(集落対策)

多様化する市民のニーズに応えきめ細やかなサービスが提供できる地域づくりを目指し、行政と市民との橋渡し役となる地域コミュニティ組織の活動支援を、さまざまな施策(事業)の展開に併せて充実させ、将来の人口減少社会においても安心して暮らせる地域となるよう、地域住民が自主性を持って行う地域運営組織の設立支援に取り組まなければならない。

また、市民活動の活性化と市と市民による市民協働のまちづくりを実現し、市民生活と地域の産業を確実に発展させるため、多くの地域づくりの活動リーダーや団体の組織拡大とネットワーク化等の支援を行わなければならない。

(再生可能エネルギーの利用推進)

環境負荷の少ない地球にやさしいまちづくりを図るため、再生可能エネルギー普及に必要な施策に取り組み、地球環境の保全とエネルギー自立型のまちづくりに努めなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(ア) 人 口

平成27年の国勢調査によると、南島原市の総人口は46,535人で、平成22年の調査に比べ7.6%減少しており、昭和35年の国勢調査以降減少の一途をたどっている。また、南島原市の高齢化率は平成27年の国勢調査では36.4%であり、県平均の29.8%、全国平均の26.9%と比較してより早いペースで高齢化が進行している。

年齢構成別の推移を昭和35年と平成27年を比較してみると、0歳～14歳の階層は29,298人から5,476人と23,822人減少し、構成比率でも36.8%から11.8%と25.0ポイント減少している。この要因は、雇用機会の少なさによる若年層の流出や、出生率低下によるものと思われる。

15歳～29歳の若年者比率は19.4%から9.3%へ減少している。これは進学や、就職などによる市外への流出によるもので、昭和35年代からの高度成長期に始まり、また現在の大都市の膨張による産業構造の変革が背景にあり、今後も特別な社会情勢の変化がない限りこの傾向は続くものと予測される。また、65歳以上の高齢者比率は8.7%から36.4%まで増加している。

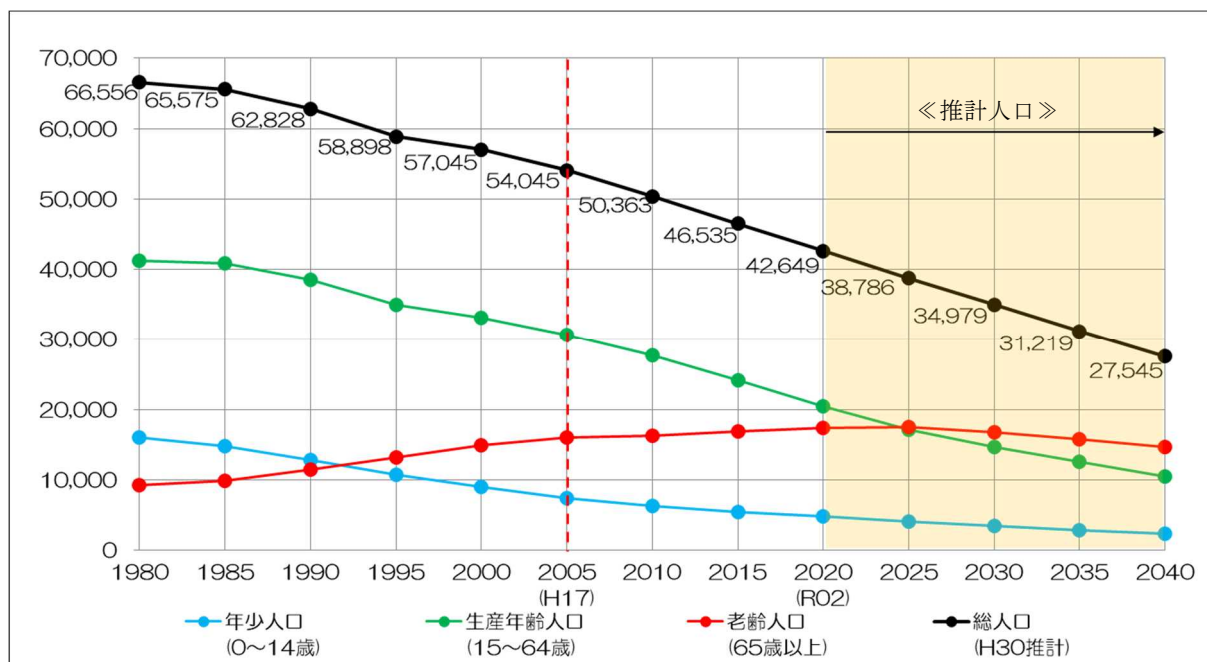
国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の予測では、今後も人口減少が続き、令和22年(2040年)には27,545人と予測されている。また、年齢区分別の割合をみると、65歳以上の割合の増加が続き、令和22年における65歳以上の人口割合は平成27年の約1.4倍に増え、その時点の15歳未満人口の割合の約6倍になると予測されている。

以上のように、若年者人口の減少と高齢者人口の増加が進むと、全体的に生産年齢層の平均年齢は高くなる。このような現象は、産業はもとより、集落機能維持等の地域活力を低下させ、それがまた新たな人口流出を生むという悪循環が生じるものと予想される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 79,549	人 67,759	% △14.8	人 62,828	% △7.3	人 54,045	% △14.0	人 46,535	% △13.9	
0歳～14歳	29,298	17,543	△40.1	12,836	△26.8	7,447	△42.0	5,476	△26.5	
15歳～64歳	43,346	41,490	△4.3	38,559	△7.1	30,618	△20.6	24,118	△21.2	
うち 15歳～ 29歳(a)	15,464	13,838	△10.5	9,509	△31.3	6,813	△28.4	4,317	△36.6	
65歳以上(b)	6,905	8,726	26.4	11,433	31.0	15,980	39.8	16,941	6.0	
(a)/総数 若年者比率	% 19.4	% 20.4	—	% 15.1	—	% 12.6	—	% 9.3	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 8.7	% 12.9	—	% 18.2	—	% 29.6	—	% 36.4	—	

表1-1(2) 人口の見通し



出展) 国勢調査、社会保障・人口問題研究所 市区町村別推計人口 H30 公表データ

(イ) 産 業

平成27年の国勢調査によると、南島原市の就業人口は、第一次産業の割合が23.9%と高く(長崎県平均:7.7%)、特に農業は第一次産業の93.8%を占める基幹産業である。一方、第二次産業は19.8%(長崎県平均:20.1%)と県平均と同等であり、第三次産業は56.3%(長崎県平均:72.2%)と、県平均を下回っている。

就業者総数に占める割合は、第一次産業は減少傾向にあり、第二次産業は昭和60年以降横ばい、第三次産業は増加傾向にある。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	34,566	29,032	△16.0	29,497	1.6	25,656	△13.0	22,666	△11.7		
第一次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	65.8	45.5	—	33.3	—	25.2	—	23.9	—		
第二次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	6.8	14.5	—	23.0	—	21.5	—	19.8	—		
第三次産業 就業人口比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	27.4	40.0	—	43.7	—	53.3	—	56.3	—		

(3) 行財政の状況

(ア) 行政の状況

本市は、平成18年3月31日に8町が合併して誕生し、その当時の財政状況を改善するため、これまで行政運営の効率化やコスト削減に取り組んできた。生産年齢人口の減少に伴う地域社会の衰退や歳入減少に伴う行政サービスの質の低下を防ぎつつ、変化し続ける社会情勢や多様化する行政ニーズに対応するため、今後も行財政基盤の強化と効率的な行政運営、そして市民と行政との役割分担を進めながら連携を深めていくことが重要な課題である。このため、まちづくりや福祉などあらゆる分野において、各地域の実情や声を踏まえつつ、持続可能な地域社会の構築に向けた計画づくりを行うとともに、企画立案や地域社会支援、住民への直接的なサービス提供といった職員でなければならない業務に注力できるようスマート自治体の取組を推進し、併せて職員の意識改革や資質の向上を図ることが重要である。

(イ) 財政の状況

令和元年度決算は、歳入総額356億6千6百万円のうち一般財源が176億8百万円で歳入総額の49.4%となっている。歳出総額337億4千6百万円のうち義務的経費149億3千5百万円で歳出総額の44.3%を占めている。

歳入に占める地方交付税（臨時財政対策債含む）の割合は37.5%となっており、その依存度は極めて高い状況にある。また、経常収支比率は86.3%と旧8町が合併した平成17年度（経常収支比率：100.1%）と比較すると13.8ポイント減少したものの、公債費負担比率が22.5%で、財政の硬直化が改善されない状況下にある。

なお、平成19年度より公表が義務づけられた地方公共団体の財政の健全性を示す指標となる実質公債費比率及び将来負担比率は、令和元年度で実質公債費比率△2.0%、将来負担比率0%と早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているが、令和2年度をもって交付税の合併算定替えの段階的な減額が終了したことに加え、人口減少によってさらに交付税が減額される見通しとなっていることから、今後も引き続き徹底した行財政の改革に取り組む必要がある。自主財源の確保と限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、将来を見据えた財源の充実を図り、より一層効率的な財政運営を行わなければならない。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	32,020,019	34,394,160	35,665,619
一般財源	19,642,983	19,463,686	17,607,725
国庫支出金	3,672,799	3,476,493	3,923,306
都道府県支出金	2,804,252	2,681,370	2,413,881
地方債	3,434,100	3,940,600	6,227,100
うち過疎対策事業債	427,800	493,200	1,249,200
その他	2,465,885	4,832,011	5,493,607
歳出総額 B	30,650,032	32,192,985	33,745,617
義務的経費	14,191,911	15,899,627	14,934,574
投資的経費	3,819,853	4,489,911	7,281,623
うち普通建設事業	3,727,547	4,184,627	7,029,582
その他	12,638,268	11,803,447	11,529,420
過疎対策事業費	1,079,057	1,607,407	1,382,366
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,369,987	2,201,175	1,920,002
翌年度へ繰越すべき財源 D	565,504	229,656	328,119
実質収支 C-D	804,483	1,971,519	1,591,883
財政力指数	0.27	0.26	0.25
公債費負担比率	19.3	23.5	22.5
実質公債費比率	11.6	9.2	△2.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.6	85.4	86.3
将来負担比率	0.1	—	—
地方債現在高	31,161,175	25,287,758	21,365,338

(ウ) 公共施設等の整備状況

市民生活と関わりの深い道路については、国・県道等の基幹道路は、交通安全確保のため順次整備が進められている。市道などの整備については、舗装率 94.2%と高くなっているが、改良率は 48.2%と逡増であり、急傾斜地帯が多く集落が分散している本市では、産業の振興、住民生活に様々な面で道路整備の影響を大きく受けている。生活道路として地域間道路の整備は、今後も必要とされている。

水道普及率は 99.9% (令和元年度) でほぼ全域完了している。今後は、増加する水需要に対応し、水源の確保と安全安心な飲用水を将来にわたって安定供給するため、より効率的な給水施設等の維持・管理が必要とされている。

病院・診療所については、病院 4 か所、診療所 24 か所の民間医療機関があり、日常の医療施設として利用されている。

公共施設については、今後も維持管理等に係る需用が増大すると考えられることから、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な補修管理等を行い、施設の維持に努めるとともに、計画的な施設の統合並びに廃止に努めなければならない。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	17.1	29.5	34.4	37.8	48.2
舗 装 率 (%)	66.0	83.7	85.0	86.1	94.2
耕地1ha当たり農道延長(m)	37.1	31.8	29.5	37.1	47.4
林野1ha当たり林道延長(m)	5.6	4.0	4.3	4.3	4.3
水道普及率 (%)	56.0	88.7	96.0	98.5	99.9
水洗化率 (%)		3.8	19.6	45.8	53.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)		10.1	11.6	11.8	13.2

(空白部分は、データが残存していないことによる)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

(ア) 基本理念



<基本理念の背景>

本市では、第Ⅰ期南島原市総合計画において、「南向きに生きよう！ みんなが主役“市民協働のまちづくり”」をまちづくりの基本理念として掲げ、自然の恵みと歴史文化を活かした市民協働のまちづくりを進めてきた。

第Ⅱ期南島原市総合計画では、これまでの自然や歴史とともに生きる南島原らしさを活かしたまちづくりと併せ、日々の暮らしの中で、市民の想いや幸福感を育む取り組みを市民との協働によって実現することを目指して、まちづくりを進めることとした。

そこで、まちづくりにおける市民の役割を「自身と周りの人の“しあわせ”とは何かを見つめなおし、その実現に向けて行動する」、行政の役割を「市民のめざすそれぞれの“しあわせ”を実現するために必要な環境を整える」と位置づけ、これを「みんなで進める」こととした。

(イ) 南島原市の将来像

基本理念をもとに、今後のまちのあるべき姿（将来像）を次のとおり定める。



(ウ) 将来像実現化のための基本方針

本市では、まちづくりの将来像を実現していくため、まちづくりの分野を8項目に分類し、それぞれ計画的に施策を推進していく。そのための基本的な方向性を次のとおり示す。

① 自然環境

太陽の恵みあふれる肥沃な大地をはじめ、海、山、川などの豊かな自然環境を守り、活かしていくために、環境保全の意識高揚や活動推進、循環型社会の形成などにより、“人と自然が共生するまち”を目指す。

② 郷土文化

本市には、代々受け継がれてきた歴史・文化・生活等の“郷土文化”がある。

これらを大切に守り、次世代に伝えるとともに、観光・交流資源をはじめ、様々な分野で活用を図るなど、“郷土の誇りを守り活かすまち”を目指す。

③ 産業経済

地域経済を支える産業を振興するため、生産基盤の整備、経営基盤の強化、人材の育成、起業支援等に取り組む。

とりわけ、IoT産業や6次産業化、インバウンド対策等、新たなテーマに取り組み、“賑わいと活力を興すまち”を目指す。

④ 健康福祉

市民の誰もが健康で、安心して暮らすことができるよう、市民自身のセルフケア能力を高め、健康寿命の延伸を図るとともに、支え合いの支援体制づくり、保健・医療・福祉の連携した環境整備等を推進し、“健康でつながりを大切にするまち”を目指す。

⑤ 人づくり

あらゆる世代の市民が、いつでも学ぶことができ、また、スポーツに親しむことのできるよう環境の整備や機会の提供に取り組む。

あわせて、将来を担う子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばし、「人間力」を育む教育の充実を図るとともに、市民協働を担う人材の育成など、“次代を育む人づくり”を推進する。

⑥ 安心安全

地震や風水害、火山の噴火など、様々な自然災害に対する防災意識の醸成に努めるとともに、いざという時に迅速な対応がとれるよう、地域の自主防災組織の強化や防災資機材の充実、非常食の備蓄など、災害対応力の向上に努める。

また、防犯・交通安全への活動や消費者被害の防止に向けた取り組みを進め、“安全安心に暮らせるまち”を目指す。

⑦ 基盤整備

市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通網の維持に努める。

また、住環境や水の供給、生活排水処理、河川港湾、情報通信基盤等、生活環境の整備を進め、“世代を問わず暮らしやすいまち”を目指す。

⑧ 協働行政

多様な主体が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して地域課題の解決に取り組む協働行政を推進する。

また、公平な社会の形成に向け、人権尊重や男女共同参画に取り組む。

さらに、健全な財政基盤の構築や行財政改革の推進、質の高い行政サービスの提供に努め、“健全で持続可能なまち”を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本目標	基準値	令和7年度
人口（住民基本台帳）	44,003人 (R2年度末)	41,800人
社会増減数（長崎県移動人口調査）	-283人（R1年度）	-99人
自然増減数（長崎県移動人口調査）	-583人（R1年度）	-405人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価を中間年度及び計画終了後に行い、議会に対して報告を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

(ア) 公共施設等総合管理計画における基本方針

平成28年度に策定した「公共施設等総合管理計画」では、本市は人口に比して公共施設等の建物総延べ床面積が多く、今後の人口や財政見通しを考慮すると、新設はもちろん本市が保有している全ての公共施設を更新・建替えることは難しく、施設の量や質をそのまま維持することは困難であるとされており、次の方針を掲げている。

【南島原市公共施設マネジメントの基本方針】

方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

- ① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制
- ② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

- ① 予防保全型の維持補修への転換

方針3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

- ① 維持管理コストの最適化

(イ) 各方針の説明

1) 方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図る

① 公共施設(建築物)の新規整備の抑制

- ・住民の新たなニーズや行政サービス体制の変化に対応する等、新規に公共施設の整備が必要となった場合は、既存施設や土地の有効活用等を検討し、既存施設の複合化や転用等により有効活用を図ることを検討するものとする。
- ・公共施設の複合化や転用等の実施が難しい場合に、真に必要な新規整備を行う場合は、ライフサイクルコスト等を十分に検討するとともに、財政状況に見合った「施設総量の最適化」を図りながら、新たな整備に対応するものとする。

② 既存施設の見直しによる複合化や縮減

- ・利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを把握した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方等、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点により施設の統廃合や複合化の可能性を常に検討する。
- ・老朽化に伴い更新する場合は、施設機能を維持しつつ、周辺施設との複合化や集約化、または他施設からの転用等について検討する。
- ・複合化が難しい施設の更新は、ライフサイクルコストを検討し、必要最小限の規模とする。
- ・借地上に設置されている施設については、優先的に他施設への統廃合や複合化を進める。

2) 方針 2 公共施設の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図る

① 予防保全型の維持補修への転換

- ・改修・更新経費の平準化を行う際には、劣化や損傷等が生じた後に改修等を行う従来の「事後保全」から異常の兆候を事前に把握・予測して、計画的に改修等する「予防保全」への転換が有効とされている。

本市では予防保全の考え方を取り入れることにより、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図る。その際、ライフサイクルコストの考え方により、改修・更新時の企画、設計段階において、その後の維持管理コストの最適化を検討する。

- ・工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位を付して行うよう検討する。

3) 方針 3 公共施設の効率的な管理運営を目指す

① 維持管理コストの最適化

- ・施設の維持管理費用については、ライフサイクルコストの検討の際に、光熱水費、委託費（清掃、警備、保守点検等）等の維持管理費の適正化を図り、その縮減を図る。
- ・日常の管理や費用縮減についての指針を示した維持管理マニュアルを作成する等、効率的な施設管理を推進し、運営コストの最適化に取り組む。

(ウ) 更新費用の削減目標の設定

更新費用の試算結果として今後 40 年間で 2,057.0 億円（年平均約 51.4 億円）必要と算定されており、現状の予算規模（過去 10 年間に於いてインフラ施設を含む施設整備に充てることができる投資的経費である普通建設事業費は約 41 億円であること）から主たる公共施設で年間 10.4 億円（今後 40 年間では約 416 億円）の不足が生じると推定される。

また、平成 28 年度から平成 34 年度までの「南島原市財政計画」の中で、計画最終年度となる平成 34 年度の普通建設事業費は 39.6 億円と計画していることから、その計画予算額を維持できたとしても主たる公共施設で年間約 11.8 億円（今後 40 年間では約 472 億円）の不足が生じると推定される。

財政計画の計画予算額 39.6 億円を年間投資的費用と想定した場合、基本方針における取り組みを実施することにより、インフラ施設（道路・橋梁以外の施設も含めた）更新費用を年間 16.3 億円必要と想定すると、公共施設（建物）への更新費用は年間 23.3 億円となり、推定更新費用 35.6 億円から 12.3 億円を削減する必要がある。よって公共施設（建物）の更新費用を今後 40 年間で 35% 圧縮することを目標とする。

(エ) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においても、上記の公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針及び個別施設計画に基づき、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。

なお、公共施設等総合管理計画の改定を令和4年3月に予定していることから、改定以降は、改定された公共施設等総合管理計画に基づいて本計画を推進するものとする。